第５　法第４条に基づく措置の実施状況

（別表1） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	165	812	1,065	1,360	1,789	2,264	2,656	3,243	3,601	3,971		
うち、実行に係る貸付債権の額	26	464	936	1,246	1,598	2,081	2,518	3,053	3,468	3,764		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	139	297	78	64	138	130	64	66	9	73		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	49	49	49	52	52	74	123	123	132		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	3	231	351	523	750	998	1,211	1,399	1,636	1,772		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

第５　法第４条に基づく措置の実施状況

（別表2） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	60	89	129	164	221	264	314	345	387		
うち、実行に係る貸付債権の数	4	39	82	120	153	202	254	294	335	366		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	7	20	6	8	9	17	5	12	2	11		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	1	1	2	2	5	8	8	10		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	1	36	53	80	100	145	160	183	217	234		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

第6　法第5条に基づく措置の実施状況

（別表5）　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4	81	166	255	266	287	304	358	380	397		
うち、実行に係る貸付債権の額	4	34	164	225	253	283	303	351	379	395		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	0	47	0	27	11	2	0	5	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1		

第6　法第5条に基づく措置の実施状況

（別表6）　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	8	18	27	28	30	33	38	39	40		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	4	17	24	26	28	32	36	38	39		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	0	4	0	2	1	1	0	1	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1		